

収入印紙は不要
(立木を伐採し素材として譲渡することが明らかな場合は動産として取り扱われるため、不課税文書に該当)

県営林産物売買契約書

売払人 佐賀県農林水産部林業課長(以下「甲」という。)と買受人 (以下「乙」という。)とは、下記条項により売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約の条項を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる物件(以下、「売買物件」という。)を、乙に売り渡す。

県営林名	物件所在地	樹 種	材 積 (m3)	価 格
七山県有林	唐津市七山池原字袋底甲 3304-25 唐津市七山池原字大坂甲 146-12	ス ギ ヒノキ	1,885.17m3	
契 約 期 間		契約締結日 ～ 令和9年3月31日		
契 約 保 証 金		金 円		
搬 出 期 限		令和9年3月31日		
その他		佐賀県財務規則及び県営林産物調査処分要領による		

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約締結時に契約保証金として第2条に掲げる金額を甲の指定する手続きにより甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。ただし、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

(売買代金の納入期限)

第5条 代金は、甲の発する納入通知書により、納入通知書記載の指定納期限までに甲が指定する金融機関で納入しなければならない。

ただし、乙は売買代金納入の際、前条に定める契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

(遅延損害金)

第6条 乙が納入期限までに代金の全額を納入しなかったときは、やむを得ない事由がある場合を除き未納分に対し、納入期限の翌日から代金納付の日までの日数に応じ、年利 2.5% の割合により計算した金額を、遅延損害金として、甲の発する納入通知書により納入しなければならない。

(物件の引渡し)

第7条 物件の引渡しは、代金完納後、乙の立会いの上着手するものとする。

2 前項の引渡しを行った場合は、買受人に受領書を提出させるものとする。

3 物件引渡し場所は頭書物件所在地とする。

4 売払物件の数量、品質の査定その他物件の引渡しに関することは甲の定めるところによる。

5 売払物件の所在、面積、種類、数量、または品質に錯誤もしくはかかれたキズがあった場合でも、乙はこれについて異議を述べないものとする。

(搬出期限)

第8条 物件の搬出期限は第2条に掲げる契約期間内とし、当該所在地外に搬出しなければならない。なお、搬出期間が終了した時における搬出未済物件は、すべて甲に帰属するものとする。

2 乙は甲の承認がなければ、日の出前または日没後に物件の搬出をしないこと。

(搬出期限の延期)

第9条 やむを得ない事由により前項の搬出期間内に物件の搬出を終える見込みのないときは、搬出期間満了7日前までにその事由を付して期間の延長を申請しなければならない。県は、その事由を審査して必要と認めた時は、搬出期間を延長することができる。ただし、延長日数は第2条に定める搬出期間の2分の1を越えることはできない。

2 乙は、第1項の規定のうち、買受人の責に帰す理由により延期が認められた時は、甲に対し支払未済物件に対し、その遅滞日数に応じ年利 2.5 % の割合で計算した金額を遅滞金として納付しなければならない。

(作業の中止)

第10条 甲は次の各号の一に該当する場合は、売払物件の伐採、採出その他売り払いを伴う作業を中止させることができる。

(1) 公用、公共用または公益事業の用に供するため、若しくはやむを得ない事由により契約を履行することができないとき。

(2) 乙またはその代理人に法令または契約条件に違反する行為があるとき。

(搬出済書の提出)

第11条 乙は物件の搬出を終了したときは、直ちに甲に搬出済書を提出し、甲の要求により跡地検査に立会わなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は売払物件の搬出にあたり、県有林等及び産物並びに県の施設に損害を与えたとき、又は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた時は直ちに甲に届出て賠償の責を負うものとする。その行為が乙の使用人または請負人であっても同様とする。

(極印滅失の禁止)

第13条 乙は売払木の根株に極印がある時はこれを滅失し、またはき損しないように当該極印の上部から伐採すること。極印が滅失し、またはき損したときは直ちに甲に届出て、その指示に従うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第14条 本契約締結後、物件引渡前に甲の責に帰さない事故または天災その他不可抗力によって物件に損害があっても乙は異議を述べないものとする。

(契約の解約)

第15条 次の事由に該当する場合は、甲は本契約の全部または一部を解約することができる。この場合において、乙は違約金として売払総代金の100分の10を納付すること。

- (1) 所定の納付期限までに代金を納付しないとき。
- (2) 甲の承認を受けずに引渡前(または採取の承認前)に売払物件を処分したとき。
- (3) 第8条の約定に違反して売払物件を処分したとき。

なお、違約金をもって売払物件の損害を償うことができないときは、乙は賠償金として、その不足額を徴収されても異議を述べないものとする。

(契約解除権)

第16条 第10条(1)の場合において、甲および乙は履行不能の部分につき、契約の変更または解除することができる。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(契約解除による損害)

第17条 前条の規定により契約を解除した場合には、この契約に基づいて納入した契約保証金は甲に帰属するものとする。

(代理人)

第18条 乙が代理人を選任したとき、代理人の変更があったとき、または代理権が消滅したときは、本人または、後任代理人からその旨を甲に届けさせること。

(譲渡届の提出)

第19条 乙が搬出未済の物件を第三者に譲渡しようとするときは、譲渡人の権利義務は譲受人が承継する旨を記載した譲渡届を連署をもって甲に提出しなければならない。

この届出がないときは、その譲渡をもって甲に対抗することはできない。

(林道等の補修)

第20条 乙がその使用によって林道等に損害を与えたときは、甲の指示に従いこれを補修しなければならない。

(地拵え)

第21条 乙は、搬出済書を提出するまでに物件の搬出跡地を地拵えし、新たな苗を植栽できる状態にしなければならない。なお、地拵えの際は、林内に残置する枝葉や梢端部等が降雨等で下流に流出ないように筋状に整理しなければならない。

(森林作業道の開設)

第22条 乙は、作業着手前に森林作業道の配置について甲に申出てその承認を受けなければならない。なお、重機等の重量物を森林作業道以外に進入させてはならない。

(県営林の使用)

第23条 乙は売払物件の伐出にあたり小屋掛、築窯等を設けるため県有林を使用または在来の施設を使用する必要があるときは、甲に申し出てその承認を受けなければならない。ただし、使用を終わったときは甲の指示に従い、使用跡地は原状に復し、乙が設置した施設は取り除かなければならない。乙がその施設を取り除かないときはその施設の所有権は県に帰属し、乙が義務を怠ったために生じた県の損害については甲の定めるところにより賠償の責を負うものとする。

(契約解除の効力)

第24条 この契約の解除は将来に向かってのみ効力を生ずるものとする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じたときは、甲の関係規定によるほか、甲乙協議して定めるものとする。

2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売払人 住所 佐賀市城内1-1-59
氏名 佐賀県 農林水産部 林業課長 吉良 孝広

乙 買受人 住所
氏名